



(参 考 訳)

2023年9月26日

国際会計基準審議会 御中

**情報要請「IFRS 第9号の適用後レビュー — 減損」に対するコメント**

1. 企業会計基準委員会（以下「当委員会」又は「我々」という。）は、2023年5月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の情報要請「IFRS 第9号の適用後レビュー — 減損」（以下「本情報要請」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を得たことを歓迎する。
2. 本レターは、当委員会事務局が我々の法域の利害関係者に対して実施したアウトリーチによって得られたフィードバックに基づくものであり、本情報要請の記載の各質問に対する当委員会の見解に加え、利害関係者の見解も含まれている。

**アウトリーチの概要**

3. 当委員会事務局は、IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）における減損の要求事項の適用についての経験に関する個別のフィードバックを得るために、限定した範囲で我々の法域の財務諸表利用者（以下「利用者」という。）、財務諸表作成者（以下「作成者」という。）、監査人及び学識経験者に対して、書面によるアウトリーチを実施した。また、当委員会及び関連する専門委員会（いずれもメンバーには、利用者、作成者、監査人及び学識経験者を含む。）では、上述のフィードバックを踏まえて、本レターの記載内容について議論を行った。

**IFRS 第9号における減損の要求事項に関する全般的なコメント**

4. IFRS 第9号の減損に関する要求事項は、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第39号」という。）の減損モデルで認識された問題点に対処しており、信用リスクの変化に関するより有用な情報を提供し、信用損失を適時に認識するという目的を概ね達成していると考えられる。また、IFRS 第9号の適用による利用者の便益及びコストはIASBの影響分析により予想された影響と著しく異なるとの意見は聞かれていない。

5. ただし、我々の法域の利害関係者からは、減損の要求事項のいくつかの領域について意見が聞かれている。個別の質問項目に関連する主なフィードバックを要約すると、次のとおりである。

## 個別の質問項目に関する主なコメント

### (信用リスクの著しい増大の判定)

6. 我々の法域では IFRS 会計基準の適用を検討している金融機関が存在し、このような金融機関では、現在、債務者ごとの信用リスクに基づき損失評価引当金を測定している。IFRS 第 9 号における予想信用損失の測定においては、金融商品ごとの相対的アプローチを採用しているが、相対的アプローチを適用する際に、債務者の信用リスクに関する情報が実務上有用であると考えられる場合、企業がそのような情報を利用することは妨げられないと理解している。この点、我々の法域の利害関係者からは、IFRS 第 9 号に至るまでの IASB の議論を踏まえると相対的アプローチでは債務者の信用リスクの利用は認められていないとの印象があるため、IASB は、債務者の信用リスクに関する情報が実務上有用であると考えられる場合、企業がそのような情報を利用することは妨げられないことを明確にするための対応を行うべきであるとの意見が聞かれている。

### (予想信用損失の測定)

#### 全般的な事項

7. 我々の法域の利害関係者からは、予想信用損失モデルの導入により、予測不可能な事象の発生及び／又は不確実性が増大している状況においても、適時に対応できるようになったとの意見が聞かれている。
8. 一方、企業によっては保有する金融資産の種類や性質に応じて複数の定量モデルを使用することが必要となる場合や金融資産の性質に応じて異なるパラメーターを使用することが必要となる場合があり、その結果、予想信用損失の見積プロセスが複雑化していることを懸念する意見が聞かれている。
9. また、我々の法域の作成者からは、IFRS 第 9 号では、信用リスクが極めて低いと考えられるソブリン債も含めて信用損失が発生する可能性を常に反映することが要求されていることに関して、認識される損失と比較して、企業に大きな実務上の負荷を課しているとの意見が聞かれている。このため、IASB は、このような信用リスクの極めて低い金融商品について予想信用損失をゼロと結論付けることを企業に認めるか、又は設例により明確にすべきであるとの意見が聞かれている。

### 将来予測的なシナリオ

10. 我々の法域の利害関係者からは、コロナ禍など予測不可能な事象の発生及び／又は不確実性が増大している状況において、メイン・シナリオのみを予想信用損失の測定に反映するのではなく、IFRS 第 9 号の要求事項やガイダンスに基づいて悲観的及び客観的なシナリオを含む複数の将来予測的なシナリオ（以下「複数シナリオ」という。）を考慮したことで、予想信用損失のボラティリティを抑制する効果があったとの意見が聞かれている。
11. 一方、他の利害関係者からは、IFRS 第 9 号では常に複数シナリオの考慮が要求されている点について、IASB に対して予想信用損失の測定において単一の将来予測的なシナリオのみを考慮することで適切な場合（例えば、複数の将来予測的なシナリオと関連する信用損失の間に線形の関係が存在する場合）があることを示すことを求める意見が聞かれている。

### モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ

12. 我々の法域の作成者からは、コロナ禍などの経済環境の変化が大きい環境下においては、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイによる予想信用損失の調整は有用であり、かつ必要な対応であったとの意見が聞かれている。
13. この点について、我々の法域の利用者からは、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイによる予想信用損失の調整に関する情報が十分ではないため、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイの使用に関してより多くの情報を開示すべきとの意見が聞かれている。

### **（信用リスクの開示：開示の粒度）**

14. 信用リスクの開示における開示の粒度に関して、我々の法域における利用者と作成者では異なる意見が聞かれている。このような意見を要約すると、次のとおりである。

### 利用者からの意見

- (1) 信用リスクの著しい増大（以下「SICR」いう。）の判定や予想信用損失の測定（モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイによる予想信用損失の調整を含む。）において使用された仮定や前提条件、適用したモデルの内容、将来情報の決定や反映方法などは判断を伴う領域であり、利用者の意思決定において重要な情報となる。しかし、信用リスクの開示における開示の粒度は企業

によって異なっており、また現行実務における開示では信用リスクに関する情報が十分な粒度で提供されていないと考えている。このため、開示要求事項を追加しないとしても、信用リスクの開示における開示の粒度を向上させるための対応が必要であると考えている。

### 作成者からの意見

(1) IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の信用リスクの開示に関する要求事項は原則ベースであるが、金融機関における信用リスクの開示の粒度は各法域の監督当局等が公表する各種のガイダンスを踏まえて決定されており、現行の開示は適切な粒度の情報を提供していると考えている。また、別の観点として、予想信用損失の見積プロセスが複雑化していることが、利用者の理解可能性を低下させている要因である可能性が考えられる。

15. この点、我々の法域の利用者及び作成者の両者からは、追加の開示要求事項を定めるよりも、各法域の銀行監督当局や利用者団体等が開示に関する好事例を公表し、当該好事例をもとに開示水準の向上を企業に促すことが、信用リスクの開示における開示の粒度に関する課題への対応として有用であるとの意見が聞かれている。この意見に関連して、我々の法域の利用者からは、IASB が証券監督者国際機構 (IOSCO) 等の他の団体と協働して、信用リスクの開示に関する課題への対応に取り組むべきとの意見が聞かれている。

### **(信用リスクの開示：企業の事業内容や規模に照らして引き受けている信用リスクが重要な企業以外の企業における開示)**

16. 我々の法域の作成者からは、IFRS 第 7 号の信用リスクの開示要求事項は企業の事業内容や規模に照らして引き受けている信用リスクが重要な企業に対する要求事項としては理解できるものの、その他の企業においては過剰な開示であるとの意見が聞かれている。
17. 本情報要請における個々の質問に対する回答は、別紙を参照されたい。
18. 我々のコメントが IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 委員長

## 本情報要請の各質問に対するコメント

本情報要請の個別の質問に対する我々のコメントは、次のとおりである。

### 質問 1 — 減損

IFRS 第 9 号における減損の要求事項は、次のような結果をもたらしているか。

- (a) IAS 第 39 号と比較して、より適時に信用損失を認識し、金融商品について複数の減損モデルがあることにより生じていた複雑性に対処しているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響に関して、企業が有用な情報を財務諸表利用者に提供する結果となっているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号により導入された減損の要求事項の変更による影響（金融商品に関する情報の作成、監査、当局による監督（エンフォースメント）又は利用の継続的なコスト及び便益を含む）に関する情報を提供されたい。

この質問は、IFRS 第 9 号の減損の要求事項に関してのコメント提出者の全体的な見解及び経験を IASB が理解するのに役立てることを目的としている。セクション 2 から 9 は、具体的な要求事項についてのより詳細な情報を求めている。

1. 我々の法域の利害関係者からのフィードバックを踏まえると、IFRS 第 9 号の減損に関する要求事項は、IAS 第 39 号の減損モデルにおける問題点に対処しており、信用リスクの変化に関するより有用な情報を提供し、信用損失を適時に認識するという目的を概ね達成していると考えられる。また、IFRS 第 9 号の適用による利用者の便益及びコストは IASB の影響分析により予想された影響と著しく異なるとの意見は聞かれていない。
2. ただし、我々の法域の利害関係者からは、企業によっては保有する金融資産の種類や性質に応じて複数の定量モデルを使用することが必要となる場合や金融資産の性質に応じて異なるパラメーターを使用することが必要となる場合があり、その結果、予想信用損失の見積プロセスが複雑化していることを懸念する意見が聞かれている。
3. さらに、IFRS 第 7 号の信用リスクの開示要求事項に関して、我々の法域の利用者からは信用リスクに関する情報が十分な粒度で提供されていないことを懸念する意

見が聞かれている。当該論点の詳細については、質問9の回答を参照されたい。

質問2 — 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ

- (a) 一般的なアプローチに関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

金融商品の存続期間全体を通じて少なくとも12か月の予想信用損失を認識し、信用リスクの著しい増大があった場合には全期間の予想信用損失を認識することを企業に要求することが、信用リスクの変動及びそれにより生じる経済的損失に関する有用な情報を企業が提供するというIASBの目的を達成するかどうかを説明されたい。そうでない場合には、一般的なアプローチのコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) 一般的なアプローチの適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いか。

特定の金融商品に一般的なアプローチを適用するための継続的なコストが予想よりも著しく大きいか、又は財務諸表利用者にとって結果としてもたらされる情報の便益が予想よりも著しく低いと考える場合には、当該金融商品に関するコストと便益についての回答者の評価を説明されたい。

4. 我々の法域の利害関係者からは、根本的な疑問があるとの意見は聞かれておらず、また利用者の便益及びコストが予想された影響と著しく異なるとの意見も聞かれていない。

**質問 3 — 信用リスクの著しい増大の判定**

(a) 信用リスクの著しい増大の評価に関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

信用リスクの著しい増大の評価についての原則主義のアプローチが、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について全期間の予想信用損失を認識するという IASB の目的を達成しているかどうかを説明されたい。

そうでない場合には、信用リスクの著しい増大の評価のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

(b) 信用リスクの著しい増大の評価は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

要求事項が、企業が IFRS 第 9 号における減損の要求事項の範囲に含まれるすべての金融商品に当該評価を一貫して適用するための適切な基礎を提供しているかどうかを説明されたい。

適用における多様性が特定の金融商品又は事実パターンについて存在している場合には、その多様性がどのくらい広がりがあるかの説明、及びそれに関する裏付けとなる証拠を提供するとともに、何がその原因となっているのかを説明されたい。また、その多様性が企業の財務諸表及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての有用性にどのように影響を与えるのかも説明されたい。

評価の適用における多様性を識別している場合には、その多様性を解消するための提案を示されたい。

上記 (a) 及び (b) に回答するにあたり、信用リスクの著しい増大の判定における判断の適用（スポットライト 3 参照）に関する情報を含めていただきたい。

5. 我々の法域の利害関係者からは、IFRS 第 9 号の SICR の判定が適切に機能している趣旨の意見が聞かれている。具体的には、

(1) SICR の判定には原則主義のアプローチが採用されているため、企業は、当該企業の適切なガバナンスの下での信用リスク管理実務を踏まえた判断を行うことができる。この結果、企業は適切な水準の引当金を認識することが可能となっていると考える。



- (2) 銀行等金融機関においては、各法域の監督当局によるガイダンス等により IFRS 第 9 号の要求事項の一貫した適用が可能となっていると考える。
6. また、我々の法域では IFRS 会計基準の適用を検討している金融機関が存在し、このような金融機関では、現在、債務者ごとの信用リスクに基づき損失評価引当金を測定している。IFRS 第 9 号における予想信用損失の測定においては、金融商品ごとの相対的アプローチを採用しているが、相対的アプローチを適用する際に、債務者の信用リスクに関する情報が実務上有用であると考えられる場合、企業がそのような情報を利用することは妨げられないと理解している。この点、我々の法域の利害関係者からは、IFRS 第 9 号に至るまでの IASB の議論を踏まえると相対的アプローチでは債務者の信用リスクの利用は認められていないとの印象があるため、IASB は、債務者の信用リスクに関する情報が実務上有用であると考えられる場合、企業がそのような情報を利用することは妨げられないことを明確にするための対応を行うべきであるとの意見が聞かれている。

#### 質問 4 — 予想信用損失の測定

- (a) 予想信用損失の測定に関する要求事項についての根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

予想信用損失の測定に関する要求事項が、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという IASB の目的を達成しているかどうかを説明されたい。そうでない場合には、測定の要求事項のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) 測定の要求事項は一貫して適用できるか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項は、企業が予想信用損失を IFRS 第 9 号における減損の要求事項の範囲に含まれるすべての金融商品について一貫して測定するための適切な基礎を提供しているかどうかについて説明されたい。

適用における多様性が特定の金融商品又は事実パターンについて存在している場合には、その多様性にどのくらい広がりがあるかの説明、及びそれに関する裏付けとなる証拠を提供するとともに、何がその原因となっているのかを説明された

い。また、その多様性が企業の財務諸表及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての有用性にどのように影響を与えるのかも説明されたい。

要求事項の適用における多様性を識別している場合には、その多様性を解消するための提案を示されたい。

上記(a)及び(b)に回答するにあたり、将来予測的なシナリオ(スポットライト 4.1 参照)、モデル適用後の調整又はマネジメン・オーバーレイ(スポットライト 4.2 参照)及びオフバランスのエクスポージャー(スポットライト 4.3 参照)に関する情報を適宜含めていただきたい。

### (全般的な事項)

7. 我々の法域の利害関係者からは、予想信用損失モデルの導入により、予測不可能な事象の発生及び／又は不確実性が増大している状況においても、適時に対応できるようになったとの意見が聞かれている。
8. 一方、予想信用損失の測定に関する懸念として、次の意見が聞かれている。
  - (1) IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルは、IAS 第 39 号における減損モデル(発生損失モデル)と比較して、経営者による判断がより広い領域で要求されている。このため、損失評価引当金のボラティリティが上昇した側面がある。
  - (2) 企業によっては保有する金融資産の種類や性質に応じて複数の定量モデルを使用することが必要となる場合や金融資産の性質に応じて異なるパラメータを使用することが必要となる場合があり、その結果、予想信用損失の見積プロセスが複雑化している。
9. 上記に加え、我々の法域の作成者からは、IFRS 第 9 号では、信用リスクが極めて低いと考えられるソブリン債も含めて信用損失が発生する可能性を常に反映することが要求されていることに関して、認識される損失と比較して、企業に大きな実務負担を課しているとの意見が聞かれている。この点、作成者からは、IASB は、このような信用リスクの極めて低い金融商品について予想信用損失をゼロと結論付けることを企業に認めるか、又は設例により明確にすべきであるとの意見が聞かれている。

### (将来予測的なシナリオ)

10. 将来予測的なシナリオに関して、我々の法域の利害関係者からは、主に次の事項に

関する意見が聞かれている。

- (1) 複数シナリオによる確率加重による予想信用損失の測定
- (2) 将来予測的なシナリオの適用に関する実務における多様性

#### **複数シナリオによる確率加重による予想信用損失の測定**

11. 我々の法域の利害関係者からは、コロナ禍など予測不可能な事象の発生及び／又は不確実性が増大している状況において、メイン・シナリオのみを予想信用損失の測定に反映するのではなく、IFRS 第 9 号の要求事項やガイダンスに基づいて悲観的又は楽観的なシナリオを含む複数シナリオを考慮したことで、予想信用損失のボラティリティを抑制する効果があったとの意見が聞かれている。
12. 一方、他の利害関係者からは、IFRS 第 9 号では常に複数シナリオの考慮が要求されている点について、IASB に対して予想信用損失の測定において単一の将来予測的なシナリオのみ考慮することで適切な場合（例えば、複数の将来予測的なシナリオと関連する信用損失の間に線形の関係が存在する場合）があることを示すことを求める意見が聞かれている。

#### **将来予測的なシナリオの適用に関する実務における多様性**

13. 本情報要請では、IASB が将来予測的なシナリオに関する適用の多様性の原因を理解したいと述べられており、またこの質問項目の回答に多様性の原因に関する情報を含めることが求められていると理解している（スポットライト 4.1）。
14. 将来予測的なシナリオに関する適用の多様性に関して、我々の法域の利害関係者からは、各法域の規制当局の要求水準が異なること及び将来予測的なシナリオに反映される景気変動に関する判断などを企業に委ねたことが、この領域における多様性の要因であるとの意見が聞かれている。

#### **(モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ)**

15. 我々の法域の作成者からは、コロナ禍などの経済環境の変化が大きい環境下においては、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイによる予想信用損失の調整は有用であり、かつ必要な対応であったとの意見が聞かれている。また、作成者からは、これらの調整は、複雑な経営者の判断を伴うものであるため、予想信用損失の見積結果に企業間でばらつきが生じることは自然なことであるとの意見が聞かれている。

16. さらに、我々の法域の利害関係者からは、マネジメント・オーバーレイが IFRS 会計基準において明示的に規定されていないことに関して、IASB が IFRS 会計基準においてモデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイによる予想信用損失の調整を認めているのであれば、IFRS 第 9 号においてそのような調整があることを明示すべきであるとの意見が聞かれている。
17. 一方、我々の法域の利用者からは、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイによる予想信用損失の調整に関する情報が十分ではないため、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイの使用に関してより多くの情報を開示すべきとの意見が聞かれている。この論点の詳細については、質問 9 の回答を参照されたい。

**(信用補完)**

18. 我々の法域の監査人からは、IFRS 第 9 号 B5.5.55 項における信用補完が契約条件の一部であるかどうかの判断基準が明確でないため、IASB が当該事項に関するガイダンスの提供を行うことを提案する意見が聞かれている。

**質問 5 — 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ**

- (a) 単純化したアプローチに関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

単純化したアプローチの適用が、IFRS 第 9 号の減損の要求事項の営業債権、契約資産及びリース債権への適用のコスト及び複雑性を低減させるという IASB の目的を達成しているかどうかを説明されたい。

そうでない場合、単純化したアプローチのコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) 単純化したアプローチの適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いのか。

単純化したアプローチの適用の継続的なコストが予想よりも著しく大きいか、又は財務諸表利用者にもたらされる情報の便益が予想よりも著しく低いと考える場合には、コストと便益についての回答者の評価を説明されたい。

19. 我々の法域の利害関係者からは、営業債権等について単純化したアプローチが提供されたことで、IFRS 第 9 号の減損の要求事項に関するコストや実務の多様性を低減する効果はあったとの意見が聞かれている。
20. また、我々の法域の利害関係者からは、高度な信用リスク管理を行う必要がないと判断される営業債権及びリース債権以外の債権（例えば、保証金）についても、単純化したアプローチを適用できるようにすることが合理的であると考えられるとの意見が聞かれている。

#### 質問 6 — 購入又は組成した信用減損金融資産

購入又は組成した信用減損金融資産についての IFRS 第 9 号の要求事項は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項はこれらの種類の金融資産に一貫して適用することができ、これらの取引の根底にある経済的実質を忠実に反映した会計結果を導くことができるかどうかを説明されたい。

これらの要求事項に関する具体的な適用上の疑問がある場合には、その事実パターンを記述し、次のようにされたい。

- (a) IFRS 第 9 号の要求事項がどのように適用されるのかを説明する。
- (b) 当該要求事項の適用による影響を説明する（例えば、企業の財務諸表に対する定量的な影響又は運用上の影響）。
- (c) その事実パターンにどのくらい広がりがあるのかを説明する。
- (d) フィードバックを証拠で裏付ける。

21. 我々の法域の利害関係者からは、根本的な疑問があるとの意見は聞かれておらず、また利用者の便益及びコストが予想された影響と著しく異なるとの意見も聞かれていない。

**質問 7 — IFRS 第 9 号における減損の要求事項と他の要求事項の適用**

IFRS 第 9 号における減損の要求事項を IFRS 第 9 号における他の要求事項又は他の IFRS 会計基準書における要求事項とともに適用する方法は明確であるか。賛成又は反対の理由は何か。

減損の要求事項を他の要求事項とともに適用する方法に関して具体的な疑問点がある場合には、何が曖昧さの原因となっているのか、及びその曖昧さがどのような影響を企業の財務諸表及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての有用性に与えるのかも説明されたい。事実パターンを記述し、次のようにされたい。

- (a) コメントに関連する IFRS 第 9 号又は他の IFRS 会計基準書における要求事項を示す。
- (b) 要求事項を適用することによる影響を説明する（例えば、企業の財務諸表に対する定量的影響又は運用上の影響）。
- (c) その事実パターンにどのくらい広がりがあるのかを説明する。
- (d) フィードバックを証拠で裏付ける。

この質問に回答するにあたり、本文書のこのセクションに記述した事項に関する情報を含めていただきたい。

22. この質問項目について、具体的な意見は聞かれていない。

**質問 8 — 経過措置**

経過措置の適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いのか。

比較情報の修正再表示の免除と経過的な開示の要求との組合せが、財務諸表の作成者にとってのコストの低減と財務諸表利用者にとっての有用な情報の提供との適切なバランスを達成したかどうかを説明されたい。

財務諸表の作成者が減損の要求事項を遡及適用する際に直面した予想外の影響又は課題を説明されたい。また、それらの課題はどのように克服されたか。

23. この質問項目について、具体的な意見は聞かれていない。

#### 質問 9 — 信用リスクの開示

(a) IFRS 第 7 号における開示要求に関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

信用リスクについての開示目的と最低限の開示要求との組合せが、財務諸表利用者が次のような情報を受け取ることとの間の適切なバランスを達成しているかどうかを説明されたい。

(i) 比較可能な情報 — すなわち、同じ要求事項がすべての企業に適用され、企業が晒されているリスクに関する比較可能な情報を利用者が受け取るようにする。

(ii) 目的適合性のある情報 — すなわち、提供される開示は、企業の金融商品の利用の範囲及び関連するリスクをどの程度まで引き受けるかどうかに応じて決まる。

適切なバランスが達成されていない場合、当該開示要求のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

(b) これらの開示要求の適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォーースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いか。

信用リスクについての特定の開示を提供するための継続的なコストが予想よりも著しく大きいか、又は財務諸表利用者にもたらされる情報の便益が予想よりも著しく低いと考える場合には、当該開示に関するコストと便益についての回答者の評価を説明されたい。また、回答者が識別した事項を解決するための提案を示されたい。

IASB が信用リスクについて具体的な開示要求を追加すべきであると考えられる場合には、それらの要求事項を記述し、それが財務諸表利用者にとって有用な情報をどのように提供することになるのかを記述されたい。

また、企業の信用リスクについての開示がデジタル報告と両立可能であるかどうか、具体的には財務諸表利用者が信用リスクに関する情報をデジタル的に効果的に抽出し比較し分析することができるかどうかを説明されたい。

24. 我々の法域の利害関係者からは、信用リスクの開示に関する次の事項について意見が聞かれている。

(1) 開示の粒度

(2) 企業の事業内容や規模に照らして引き受けている信用リスクが重要な企業以外の企業における開示

#### **(開示の粒度)**

25. 信用リスクの開示における開示の粒度に関して、我々の法域における利用者と作成者では異なる意見が聞かれている。このような意見を要約すると、次のとおりである。

#### **利用者からの意見**

(1) SICR の判定や予想信用損失の測定（モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイによる予想信用損失の調整を含む。）において使用された仮定や前提条件、適用したモデルの内容、将来情報の決定や反映方法などは判断を伴う領域であり、利用者の意思決定において重要な情報となる。しかし、信用リスクの開示における開示の粒度は企業によって異なっており、また現行実務における開示では信用リスクに関する情報が十分な粒度で提供されていないと考えている。このため、開示要求事項を追加しないとしても、信用リスクの開示における開示の粒度を向上させるための対応が必要であると考えている。

#### **作成者からの意見**

(1) IFRS 第 7 号の信用リスクの開示に関する要求事項は原則ベースであるが、金融機関における信用リスクの開示の粒度は各法域の監督当局等が公表する各種のガイダンスを踏まえて決定されており、現行の開示は適切な粒度の情報を提供していると考えている。



(2) 企業によっては保有する金融資産の種類や性質に応じて複数の定量モデルを使用することが必要となる場合や金融資産の性質に応じて異なるパラメーターを使用することが必要となる場合があり、その結果、予想信用損失の見積プロセスが複雑化している。予想信用損失の見積プロセスが複雑化していることが、利用者の理解可能性を低下させている要因である可能性が考えられる。

26. この点、我々の法域の利用者及び作成者の両者からは、追加の開示要求事項を定めるよりも、各法域の銀行監督当局や利用者団体等が開示に関する好事例を公表し、当該好事例をもとに開示水準の向上を企業に促すことが、信用リスクの開示における開示の粒度に関する課題への対応として有用であるとの意見が聞かれている。この意見に関連して、我々の法域の利用者からは、IASB が証券監督者国際機構 (IOSCO) 等の他の団体と協働して、信用リスクの開示に関する課題への対応に取り組むべきとの意見が聞かれている。

**(企業の事業内容や規模に照らして引き受けている信用リスクが重要な企業以外の企業における開示)**

27. 我々の法域の作成者からは、IFRS 第 7 号の信用リスクの開示要求事項は企業の事業内容や規模に照らして引き受けている信用リスクが重要な企業に対する要求事項としては理解できるものの、その他の企業においては過剰な開示であるとの意見が聞かれている。

28. この点、企業の事業内容や規模に応じて異なる開示要求事項を定めることは困難であると理解するものの、信用リスクに関する開示について企業の事業内容や規模に照らして引き受けている信用リスクが重要な企業向けの要求事項とその他の企業向けの要求事項に分けることが信用リスクの開示の改善となる可能性があるとの意見が聞かれている。

**質問 10 — その他の事項**

(a) IFRS 第 9 号における減損の要求事項の適用後レビューの一部として IASB が検討すべきであると回答者が考える追加の事項はあるか。ある場合、当該事項はどのようなものか、また、検討すべきであるとする理由はなにか。

それらの事項を適用後レビューの文脈において考慮すべきである理由、及び指摘された事項の広がりや説明されたい。実例及び裏付けとなる証拠を示されたい。

(b) IFRS 第 9 号における減損の要求事項の理解可能性及びアクセスしやすさに関して、IASB が将来の IFRS 会計基準書を開発するにあたり考慮することのできるフィードバックがあるか。

29. この質問項目について、具体的な意見は聞かれていない。

以 上